

別表（第2条関係）

補助事業名	ひょうご木の街木質化推進事業
補助事業の目的	多くの県民の利用が見込める施設や木の良さが活かせる施設の木質化を支援することで、モデル的な木質化整備による普及啓発を促進する。
補助事業の対象となる者	民間事業者
補助事業の対象となる経費	以下の施設の木質化に要する経費 1 駅、商店街の共有スペースなど多くの県民の利用が見込める施設 2 病院、社会福祉施設など不特定の人が利用する施設
補助率	1/3以内
補助金の額	予算の範囲内（上限額2,000千円）
適用除外する条項	第22条第2項
その他の事項	補助金交付決定通知書（様式第2号）の6の補助金交付の条件は「林務課関係補助事業補助金交付の条件」による。

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条 (交付申請)	(添付書類) 1 事業の内容及び経費配分（別紙様式） 2 実施設計書（仕様書、数量計算書など概算的な設計書も可）
	(指定期日) 別途通知する
第7条第1項 (事業の変更)	(軽微な経費配分の変更)
	(軽微な事業内容の変更) 交付決定で定めた事業期間の延長以外の変更
	(添付書類) 1 事業の内容及び経費配分（変更）（別紙様式） 2 変更設計書
	(指定期日) 別途通知する
第9条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項等)
第11条 (実績報告)	(添付書類) 1 事業の内容及び経費配分（別紙様式） 2 出来高設計書 3 財産管理台帳
	(指定期日) 事業完了後1ヶ月以内または令和7年3月31日のいずれか早い日とする。
第19条第1項 (財産処分の制限)	(処分制限期間) 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められているものについてはその期間、大蔵省令に定めのないものについては農林水産大臣が別に定める期間。

(別紙様式：第3条、第7条第1項、第11条第1項)

事業の内容及び経費の配分 (計画・変更・実績)

1 事業内容

(単位：円)

事業主体	実施箇所	区 分	事業内容

2 経費内容

(単位：円)

区分	総事業費	当年度対象 事業費 (当年度補助 対象事業費)	負 担 区 分			補助金 (補助率)	備考
			県	市町	その他		
計							

※要綱第7条第1項の規定により、交付決定額の変更を行う場合は、上段に（ ）書きで変更前を記載し、下段に変更後を記載すること